

# 学校の部活動に係る活動方針

平成 30 年 1 1 月 1 日

宮城県立視覚支援学校

## 1 活動方針策定の趣旨等

宮城県立視覚支援学校（以下「学校」という。）の運動部活動、愛好会活動（以下「運動部活動」）、並びに文化部活動、愛好会活動（以下「文化部活動」）において、部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き（以下「宮城県手引き」）に則り、中学校段階及び高等部段階等における運動部と文化部を対象として、本県の実情を踏まえて作成するものである。

部活動は、生徒の多様な学びの場であるという教育的意義を認識しつつ、本活動方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。

そこで、生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適な運動活動の指導を行う。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

また、学校の文化部活動においても上記と同様の考え方に基づく指導を行う。

## 2 適切な運営のための体制整備

### （１）活動計画の作成等

ア 運動部及び文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### （２）指導・運営に係る体制

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。

ウ 上記イの、部活動指導員の任用・配置に当たっての留意事項については、部活動指導員以外の部

活動外部指導者にも適用するものとする。

エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

キ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日 付 け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体が、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために作成した指導手引（競技レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

#### (2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア (1) アについては、文化部においても同様の考え方に基づく指導を行う。

イ (1) イについては、特に、生涯を通じて文化的活動等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

## 4 適切な休養日等の設定

### (1) 部活動における休養日及び活動時間

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

なお、文化部活動についても、望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう、運動部活動同様の規準を適用する。

○ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

### (2) 適切な指導と公表

校長は、上記の基準を踏まえるとともに、教育委員会が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

### (3) 休養日及び活動時間等の設定

上記基準による他、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 視覚障害のある生徒や運動・スポーツの苦手な生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、文化芸術に親しめる部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。

イ 視覚障害のある生徒が、特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、関係機関と連携したり他県の盲学校(視覚支援学校)の生徒と一緒に活動参加したりする等、合同活動等の取組を推進する。

また、文化部活動についても、生徒の文化活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

### (2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てると

いう視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。  
文化部においても同様の考えにもとづく取り組みを行う。

イ 学校施設の利用については、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動とし、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や文化芸術に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等

### (1) 主催団体との連携

校長は、学校の運動部や文化部が参加する大会・試合等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するよう努める。

### (2) 大会参加の目安

各学校の運動部、文化部が参加する大会等の数の上限の目安は、月あたり1大会程度とする。

### (3) 大会参加の精査

校長は、上記イの目安を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。